(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部、各総合事務所県土整備局が発注する建設工事の落札者を総合評価競争入札(落札者決定の基準を数式等により明確にしたもので、本県独自に行うものをいう。以下同じ。)のうち、県外に本店を有する企業の参加を認める工事(以下、「県外業者参入工事」という。)の発注において、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、鳥取県建設工事等電子入札執行要領(平成17年5月16日第200500002083号鳥取県県土整備部長通知)、鳥取県建設工事等紙入札執行要領(平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知)、平成24年鳥取県告示第221号(建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領(平成25年4月3日付第201200196355号鳥取県県土整備部長通知、以下「入札実施要領」という。)及び当該入札に係る調達公告(以下単に「調達公告」という。)で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

(対象工事)

第3条 総合評価競争入札(簡易評価Ⅱ型)に付する建設工事(以下「対象工事」という。)は、 予定価格が 250 万円以上の県外業者参入工事(技術提案評価型総合評価の対象となるものは除 く。)で、発注機関が選定するものとする。

(落札者の決定基準)

- 第4条 総合評価競争入札(簡易評価II型)の落札者は、対象工事の予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者で、当該者の提示した入札書及び提出資料に基づき、次の方法により採点評価し、その点数が最も高いものとする。
 - (1) 算定式

合計点=入札価格点数+施工能力点数

(2)評価項目

			施工能力点数										
評価	入札	会社	上の施工能		配置	量技術者 <i>0</i>	つ施工能	能力	受注	営業所の	施工	資格	合
項目	価格	工事	同種工	企業	工事	同種工	資格	CPD	件数	所在地	能力	停止	計
	点数	成績	事実績	経営	成績	事実績						(減点項目)	点
配点	60	15	2	3	5	1	2	1	4	2	4	0	99

2 落札者を決定する場合の評価方法、採点基準、その他落札者の決定に必要な事項については、 別紙簡易評価Ⅱ型総合評価に係る採点基準のとおりとする。

(その他)

第5条 本要領に定めるもの以外については、入札実施要領に準ずることとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年6月7日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

簡易評価Ⅱ型総合評価に係る採点基準

【各評価項目と評価方法】

評価項	[目	評 価 方 法	配点
入札価格点数		60 × 最低入札額 / 入札参加者提示額 (小数点第3位未満切り捨て) (端数処理 例) 60× 最低入札額	
施工能力点数	会社工事成績	15 × 入札参加者工事成績/最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て) (1) 入札参加者工事成績とは、当該工事に係る当該入札参加者の会社工事成績をいう。 (2) 最高工事成績とは、当該入札に係る有効な入札のうち、最も高い工事成績をいう。 (3) 評価の対象とする工事成績は、以下のとおりとする。 ①調達公告において会社の同種工事実績を条件とする場合は、入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合又は国発注工事における調達公告で求める会社の同種工事実績を条件としない場合は、入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合又は国発注工事における対象工事と同一の発注工種の工事成績とする。 ② 計記②を満足する工事成績がない場合は、評価に用いる工事成績を70点とする。 ※都道府県(以下同じ。)とは、近畿地方、中国地方、四国地方の2府14県の発注工事をいう。 ※国発注工事(以下同じ)とは、国土交通省、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の発注工事をいう。	15 点
	会社同種工事実績	入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合、国の発注工事実績が、発注工事と同等規模の場合、次のとおり評価する。 ただし、調達公告において会社の同種工事実績を条件とする場合は、評価対象としない。	2点

企 業 経 営	3×入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下「総合評定値」という。) 人最高の総合評定値(小数点第2位未満切り捨て) (1)最高の総合評定値とは、当該入札に係る有効な入札のうち、最も高い総合評定値をいう。 (2)対象となる総合評定値は、以下のとおりとする。 ①開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。 ②前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者については前年度の10月1日から前年度の12月31日までを審査基準	3点
	日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。) ③前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた建設業者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)	
配置技術者の施工能力配置技術者工事成績	5×その者の配置技術者工事成績/最高の配置技術者工事成績(小数点第2位未満切り捨て) (1)最高の配置技術者工事成績とは、当該入札に係る有効な入札のうち、最も高い配置技術者工事成績をいう。((4)に関わらず有効な入札者から提出された全ての配置技術者工事成績のうち最高の者の工事成績とする。)(2)配置技術者の工事成績として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての工事成績とし、以下の要件を満たすものとする。) ①調達公告において配置技術者の同種工事実績を条件とする場合は、入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合又は国発注工事における調達公告において配置技術者の同種工事実績を条件としない場合は、入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合又は国発注工事における対象工事と同一の発注工種の工事成績とする。 ②調達公告において配置技術者の同種工事成績とする。 ③上記を満足する工事成績がない場合は、評価に用いる工事成績を70点とする。 (3) 見場とする工事成績がない場合は、評価に用いる工事成績を70点とする。 (4) 配置予定技術者を2名記載する場合は、証工当時、当該工事に係る主任技術者となることができる資格を保有していた場合に限り認める。(4) 配置予定技術者を2名記載する場合は、正場場施工時の配置予定技術者を添加対象とする。(5) 現に他の工事で監理技術者の配置を認める場合は、現場施工時の配置予定技術者を評価対象とする。(以下監理技術者を配置している技術者を配置予定技術者を評価対象とする。)(6) 共同企業体(甲型)の構成員の場合は出資比率が 20%以上の構成員の技術者等として行っていること。(7) 施工期間中に、交替等により技術者等として配置されていない期間がある場合は、配置された期間が2年以上に及ぶか又は工期の半分を超えること。ただし、工事の全部中止期間、工場製作時と現場施工時で別の技術者を配置した場合における工場製作期間は配置期間及び工期の算定から除くものとする。	5点

		が調達公告の日の5年前の日)通知日が当該入札の開札日			
配置技術者同種	注工事における暦 合、次のとおり評価 ただし、調達公 合は、評価対象と	告において配置技術者の しない。 施工規模	責が発注工事と同等規	見模の場とする場	1点
エ)50%以上の規模	1点		
事	上記以外		0点		
実 績 	※評価対象期間 する。	等の取扱いは配置技術者工	事成績の取扱いに準じ	こるものと	
配 置 技 術	の有する資格を次	任技術者又は監理技術者の表の区分に応じて評価する。 合にあっては、代表者が配	-る。	まする者)	2点
	資格区分	資	格	配点	
	一級技術者	建設業法第 15 条第2号 (例) 一級土木施工管理技	こ該当する者 技士等	2点	
	一級技士補	主任技術者の資格を有する 第27条第3項の規定によ 第一次検定に合格した者 (例)一級土木施工管理技	る一級の技術検定の 支士補等	1点	
	二級技術者	建設業法第27条第1項の行命の規定による試験で、当該とによって直ちに法第7条第ととなるものに合格した者又よる免許若しくは免状の交付で直ちに同号ハに該当するた者であって一級技術者及の者(例)二級土木施工管理技	該試験に合格するこ 第2号ハに該当するこ は他の法令の規定に 対を受けることによっ こととなるものを受け び一級技士補以外		
	登録基幹技能者	建設業法施行規則第7条のづき、国土交通大臣が認め習を受け、主任技術者等の(例)登録橋梁基幹技能	3第3号の規定に基 る登録基幹技能者講 要件を満たす者 者等		
	その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ 15条第2号ハに該当する者 技士補及び二級技術者以外 (例)実務経験者等	者で一級技術者、一級 外の者	0.5 点	
		「者を2名記載する場合は配置 かかる評価点を合計しその評			
C P D	団法人土木学会等	ー般社団法人全国土木施工 等の継続教育学習制度(CI 上の実績があることが証明さ	PD)において学習履歴	· · · · · · · · · · ·	1 点

		の間の日とし、学習履歴証明書(証明する証明書)により証明され	
	年间または1年間の履歴を 得単位数とする。	証例 9 分証例音/(により証例で4ル	/C部直纹侧石 // 取
	継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準
	建設コンサルタンツ協会 CPD制度	(社)建設コンサルタンツ協会	10 単位/年
	地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10 ポイント/年
	継続学習制度(CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連 合会	30 ユニット/5 年
	土木学会継続教育(CPD)制度	(社)土木学会	10 単位/年 50 単位/5 年
	JEAS-CPD 制度	(社)日本環境アセスメント協会	10 単位/年 50 単位/5 年
	技術士 CPD 制度	(社)日本技術士会	10CPD 時間/年 30CPD 時間/3 年
	都市計画 CPD 制度 農業土木技術者継続教育 制度	(社)日本都市計画学会 (社)農業農村工学会	10 単位/年 10 単位/年
受注件数	4×(1-県工事受注件数		Z \
文 注件剱	(マイナスまで算出し	数/2) 、、下限値はマイナス 30 点とす。 22 日からその翌年度の3月 21 日	る。)
受注件級 営業所の 所在地	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。	、下限値はマイナス 30 点とす	の間に落札した同
営業所の	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 鳥取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 従たる営業所	、下限値はマイナス30点とす。 22日からその翌年度の3月21日 業法上の営業所及び工場の有 <u>評価点</u> 1点 0.5点	の間に落札した同
営業所の	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 鳥取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 従たる営業所 営業所なし	、下限値はマイナス30点とす。 22日からその翌年度の3月21日 業法上の営業所及び工場の有 <u>評価点</u> 1点	の間に落札した同
営業所の	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 鳥取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 従たる営業所 営業所なし ②工場	、下限値はマイナス30点とす。 22日からその翌年度の3月21日 業法上の営業所及び工場の有 <u>評価点</u> 1点 0.5点 0点	の間に落札した同
営業所の	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 鳥取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 従たる営業所 営業所なし ②工場 受注件数	、下限値はマイナス30点とす。 22日からその翌年度の3月21日 業法上の営業所及び工場の有 評価点 1点 0.5点 0点 評価点 評価点	の間に落札した同
営業所の	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 鳥取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 従たる営業所 営業所なし ②工場 受注件数 工場あり	、下限値はマイナス30点とす。 22日からその翌年度の3月21日 業法上の営業所及び工場の有 <u>評価点</u> 1点 0.5点 0点	の間に落札した同
営業所の	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 鳥取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 従たる営業所 営業所なし ②工場 受注件数 工場あり 工場なし	ス、下限値はマイナス 30 点とす。 22 日からその翌年度の3月 21 日 業法上の営業所及び工場の有 評価点 1点 0.5点 0点 評価点 1点 0点	る。) の間に落札した同 「無により評価す 2
営業所の	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 島取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 従たる営業所 営業所なし ②工場 受注件数 工場あり 工場なし ※工場とは、継続して当	ス、下限値はマイナス30点とす。 22日からその翌年度の3月21日 業法上の営業所及び工場の有 評価点 1点 0.5点 0点 評価点 1点 0点 1点 1	る。) の間に落札した同 「無により評価す 2
営業所の	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 島取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 従たる営業所 営業所なし ②工場 受注件数 工場あり 工場なし ※工場とは、継続して当	ス、下限値はマイナス 30 点とす。 22 日からその翌年度の3月 21 日 業法上の営業所及び工場の有 評価点 1点 0.5点 0点 評価点 1点 0点	る。) の間に落札した同 「無により評価す 2
営業所の	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 鳥取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 従たる営業所 営業所なし ②工場 受注件数 工場あり 工場なし ※工場とは、継続して当 するための工場をいし は含まない。	ス、下限値はマイナス 30 点とす。 22 日からその翌年度の3月 21 日 業法上の営業所及び工場の有 評価点 1点 0.5点 0点 当該発注工種に係る工作物、機 い、一時的(工期中も含む。) 格設定要領第5条に定める調理	る。) の間に落札した同 「無により評価す 2 機械器具等を製作 な現場事務所等
営業所の 所在地	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 鳥取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 党業所なし ②工場 受注件数 工場あり 工場なし ※工場とは、継続して当するための工場をいけは含まない。 入札参加者提示額を価にし、施工体制を次のとおり記	ス、下限値はマイナス 30 点とす。 22 日からその翌年度の3月 21 日 業法上の営業所及び工場の有 評価点 1点 0.5点 0点 当該発注工種に係る工作物、機い、一時的(工期中も含む。) 格設定要領第5条に定める調査 呼価する。	る。) の間に落札した同 「無により評価す 2 機械器具等を製作 な現場事務所等
営業所の 所在地	(マイナスまで算出し 県工事受注件数は、3月2 一の発注工種とする。 鳥取県内における建設 る。 ①営業所 営業所の種類 主たる営業所 従たる営業所 営業所なし ②工場 受注件数 工場あり 工場なし ※工場とは、継続して当 するための工場をいし は含まない。	ス、下限値はマイナス 30 点とす。 22 日からその翌年度の3月 21 日 業法上の営業所及び工場の有 評価点 1点 0.5点 0点 当該発注工種に係る工作物、機 い、一時的(工期中も含む。) 格設定要領第5条に定める調理	る。) の間に落札した同 「無により評価す 2 機械器具等を製作 な現場事務所等

(1)調査基準価格以上の場合

契約の内容に適合した履行がなされないおそれはない金額の入札と考えられることから、原則として施工体制審査を省略し、4点を付与する。

(2)調査基準価格を下回る場合

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある金額の入札と考えられることから、施工体制審査を行い、適切な施工体制が確保されると認められる場合に、その程度に応じて4点又は0点を付与する。

①評価方法

評価項目	評価の視点	評価点
品質確保 の実効性	品質確保・安全確保の 計画を審査し、適切な施 工体制が確実に構築さ れると認められるか	左記の2項目を総合的に評価し、 ①認められる場合 「実効性・確実性が高い 4点
施工体制 確保の確 実性	下請・労務・資機材の確保計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	上記以外 0点 ②認められない場合 無効

②施工体制審査書類

鳥取県建設工事低入札価格調査実施要領(平成 25 年7月 10 日付第 201300056804 号鳥取県県土整備部長通知)第8条第2項に定める資料とする。

施工体制とは、配置予定技術者、下請予定業者、労務者配置計画、資材・ 機械の状況等をいう。

品質確保とは、品質管理、出来形管理、安全衛生教育、点検、仮設設置 の各計画等をいう。

※施工体制の確認手順は別紙、総合評価落札方式の低入札手続フローを 参照

資格停止 (減点項目)

資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減 点する。

資格停止期間点数1月以上3月未満-2点3月以上6月未満-4点6月以上-6点

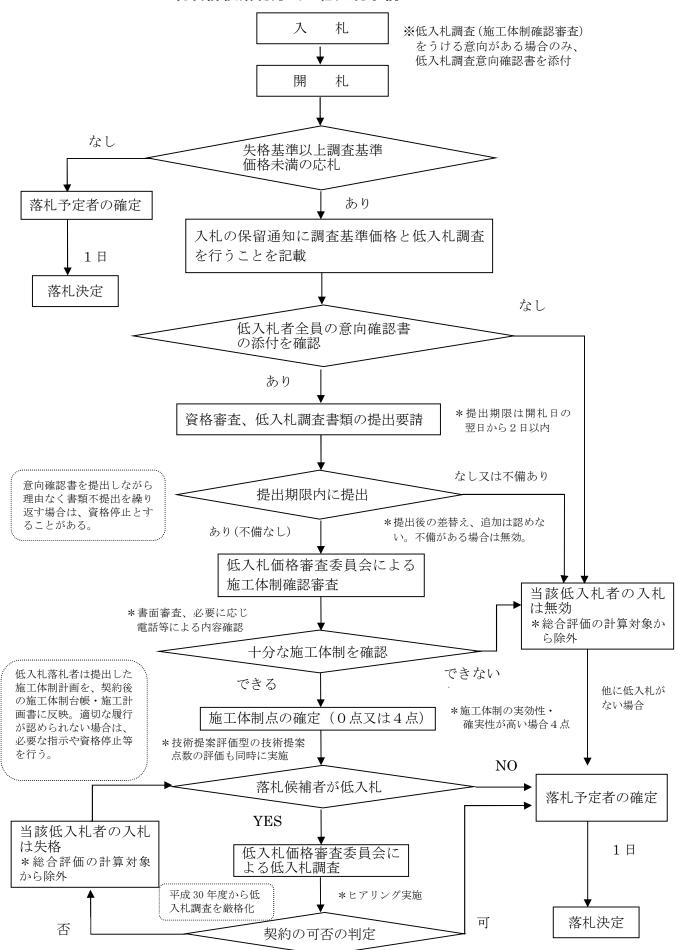
- (1)資格停止期間とは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成 20年5月1日付第2007001919555号鳥取県県土整備部長通知)の規定によ る入札参加資格停止期間とする。
- (2) 基準日は開札日の前日の数値とする。
- (3)下限値は設けないものとする。

合 計

99点

0点

総合評価落札方式の低入札手続フロー



営業所の所在地に関する調書 (鳥取県建設工事総合評価競争入札(簡易評価Ⅱ型))

工事名:	
入札参加希望者名:	

1 営業所

(鳥取県内に営業所を有する場合に記入)

(7119 - 177)	10日本///とも)も物はに加入り						
	営業所区分	主たる営業所	従たる営業所				
1	営業所名						
2	住 所						
3	県内営業所の法人 県民税及び法人事 業税の納付状況	未納税額なし・未納	未納税額なし・未納				

2 工場

(鳥取県内に自社工場を有する場合に記入)

(71.3		5 % E (- HE) 4)
1	工場名	
2	住所	
3	主要製造品	
4	県内工場の法人県 民税及び法人事業 税の納付状況	未納税額なし・未納

備考

- 1 営業所は、県内に営業所を有する場合に記載し、営業所区分は建設業法第3条第1項によること。
- 2 工場は、県内に工場を有する場合に記載し、自社工場であること及び住所が分かる資料を添付すること。
- 3 県内に営業所及び工場を有する者が落札者になった場合、県内営業所及び工場の県税に係る 納税証明書(未納税額がないことの証明であって、開札日の1か月前の日以降に発行されたも のに限る。)の写しを契約日の前日までに提出すること。
- 4 営業所所在地の加点は、鳥取県内に営業所又は工場を有するものに限る。